

○ 政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に積極的に応えていくことが重要です。

急成長するアジア諸国の需要を取り込み、我が国の成長につなげていくため、貿易円滑化を推進することが要請されています。

一方、緊迫の度合いを高める東アジア情勢や、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）

平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）

知的財産推進計画2012（平成24年5月29日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

4. 平成24年度の事務運営の報告

業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

[平成24年度実施計画]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

さらに、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。事前教示制度の事務処理に当たっては、分類センターや評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、データベースの税関における一層の活用を推進します。

③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

[事務運営の報告]

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保

イ 重点的な審査・検査の実施

貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性を確保するため、コンピュータシステムを活用しつつ、輸出入申告に対する審査・検査を的確に実施し、申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。また、輸出入通関に関連する部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の知識と専門性の向上を図りました。

◎業績指標 5-3-1：審査・検査における非違発見件数（評価意見P52に掲載）

ロ 輸入事後調査の実施

輸入事後調査を適切に実施し、関税等の適正な賦課・徴収の確保に努めた結果、平成23事務年度における不足申告価格（申告漏れ）は約2,469億円となり、これに対する関税・消費税の追徴税額は約156億円となりました。

○参考指標 5-3-1：輸入事後調査実績（単位：件、百万円、%）

事務年度（7～6月）	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施件数	6,080	6,204	6,031	6,098	N. A.
不足申告価格	198,375	198,044	193,341	246,851	N. A.
非違の割合	68.9	70.2	70.1	70.4	N. A.

（出所）関税局調査課調

（注1）輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格については、非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合については、非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）平成24年度（事務年度）実績値は、25年7月以降にデータが確定するため、平成25年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-2：関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）（単位：億円、%）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
徴収額	54,768	44,800	49,634	56,465	N. A.
国税全体に対する割合	11.9%	11.1	11.4	12.5	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注1）徴収額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油石炭税（石油税）並びにとん税及び特別とん税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による徴収額／国税徴収額。

（注3）平成24年度実績値は、25年7月以降にデータが確定するため、平成25年度実績評価書に掲載予定。

○参考指標 5-3-3：関税等の滞納整理中の税額（単位：百万円）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
滞納整理中の税額	26,553	26,618	31,560	31,552	52,505

（出所）関税局業務課調

(注) 関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額

ハ 通関業者に対する適切な指導・監督

通関業者の営業所に対する定期的な立入調査のほか、通関業者の経営者層に対し、非違の発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させたうえで、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。また、改善を指導した通関業者については、事後的に改善状況の確認を行い指導の実効性を確保したほか、関税法等の規定に違反した通関業者に対しては、厳正な監督処分の実施に努めました。

○参考指標 5-3-4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数）

(単位：件)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許可件数	53	34	46	30	47
総数	1,391	1,392	1,415	1,428	1,437
処分件数	3	0	7	8	1

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

② 事前教示の充実

事前教示制度の運用状況

より適正かつ迅速な通関を行う観点から文書による事前教示手続の慫慂に努めるとともに、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析や、データベースの税関における一層の活用を推進するなど回答の更なる早期化に努めました。

こうした取組の結果、業績指標 5-3-2「事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）」については、文書による照会に対しては、30日以内に回答した割合について目標値を達成するとともに、平均処理日数についても13.2日と平成23年度と同様に迅速な回答を行いました。また、口頭による照会に対して即日回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会が多かったため、目標値の99.9%には僅かに届かなかったものの、十分に高い水準を確保できました。

◎業績指標 5-3-2：事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）

(単位：％、日)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
文書による回答	99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9
平均処理日数	14.3	13.9	13.9	13.2	14	13.2
口頭による回答	99.7	99.4	99.6	99.6	99.9	99.7

(出所) 関税局業務課調

(注) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。)、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。))以内であったものの割合。

③ 保稅制度の適切な運用

定期的に保稅地域への立入検査等を行い、直接その場で必要な指導等を行いました。

また、税関への手続きを怠るなどの法令違反があった場合には、関税法の規定に基づき、非違の程度に応じて、外国貨物の搬入停止処分を行い改善を求めるなど、保稅制度の適切な運用に努めました。

○参考指標 5-3-5：保稅業務検査等における非違発見件数及び処分件数 (単位：件)

事務年度(7～6月)	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
非違発見件数	141	99	87	127	N. A.
処分件数	16	8	8	9	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保稅蔵置場等に対する検査等を行った結果、保稅蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為(非違)を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度(回数、実行行為者等)によって保稅蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保稅蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 平成24年度(事務年度)実績値は、25年7月以降にデータが確定するため、平成25年度実績評価書に掲載予定。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

[平成24年度実施計画]

① 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締機器の活用による重点的な水際取締りを行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化を通じて、より一層強化していく必要があります。

さらに、テロ関連物品等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続きが適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング(資金洗浄)及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ(現金等の携帯輸出入)対策に引き続き取り組みます。

② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を

積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。

こうして得られた密輸情報を全国的・一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。

[事務運営の報告]

① 取締体制の整備

社会悪物品や知的財産侵害物品等の水際における取締りに当たっては、旅客や貨物が到着する前に入手した情報や混載貨物の詳細情報等の各種情報を活用し、取締対象を絞り込んだ効果的かつ効率的な取締りを実施しました。

また、行政事業レビューの結果を踏まえ取締・検査機器を適正に配備するとともに、これらの効率的な活用に努めました。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行いました。

さらに、テロ関連物品等の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査を実施しました。

イ 不正薬物の水際押収量の割合

不正薬物のほとんどは海外から密輸されるものであることから、水際における押収量の割合を指標として取締りに努めた結果、当期（平成19年から23年）においては、前期（18年から22年）から増加しており、覚醒剤にあつては94.2%から97.7%と増加しました。（税関での水際押収量は、下記参考指標 5-3-6を参照。）

◎業績指標 5-3-3：税関における不正薬物の水際押収量の割合（評価意見P52に掲載）

密輸摘発実績等のうち、覚醒剤について、平成24年の摘発件数は141件（対前年比24%減）と過去最高であった平成23年の185件を下回りましたが、押収量は約482kg（対前年比20%増）と、過去10年で最高の数量となりました。覚醒剤の密輸入形態としては、航空機旅客による密輸入事犯の摘発件数が最も多い84件であり、押収量についても、約204kgと依然高水準を維持しております。また、国際郵便を利用した密輸入事犯が大幅に増加し、摘発件数、押収量ともに過去2番目を記録しました。これらに的確に対応するため、各種情報や検査機器の有効活用に努め、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行っていきます。

また、平成24年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,607件となり、過去最高を記録しました。平成24年の輸出事後調査の実施件数は658件であり、不正輸出の事実が把握される等、深度ある調査を実施しました。

○参考指標 5-3-6：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績

	平成20年	21年	22年	23年	24年
不正薬物	313件	402	296	326	308
	498kg	403	364	509	626
	162千錠	93	30	18	16
覚醒剤	110件	164	152	185	141
	408kg	333	322	402	482
銃砲	1件	2	-	-	3
	1丁	2	-	-	4
偽造カード等	12件	10	3	1	-
	8,809枚	4,377	953	8	-
ワシントン条約 該当物品（輸入 差止件数）	661件	1,134	1,096	913	627
知的財産侵害物品 （輸入差止件数）	26,415件	21,893	23,233	23,280	26,607
盗難車両（輸出 申告時における 摘発件数）	148件	157	137	131	84
	289台	276	206	199	136

（出所）関税局調査課、業務課調

（注1）偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

（注2）ワシントン条約とは、国際取引によって生存を脅かされている又は絶滅してしまう恐れのある野生動物植物を保護することを目的とした条約で、同条約で輸出入の規制の対象となっている動物植物を輸入するには、条約で定めた機関の発行する書類が必要である。

○参考指標 5-3-7：航空機旅客等による不正薬物の密輸事犯の摘発実績

	平成20年	21年	22年	23年	24年
不正薬物	147件	173	152	175	130
	141kg	187	254	279	269
	145,620錠	76,232	10,019	44	45
覚醒剤	72件	117	119	141	84
	90kg	152	235	232	204

（出所）関税局調査課調

（注）航空機旅客等には、航空機乗組員を含む。

○参考指標 5-3-8：知的財産侵害物品に係る輸入差止申立件数 （単位：件）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
輸入差止申立件数	690	597	636	652	715

（出所）関税局業務課調

（注）各年12月31日時点において有効な輸入差止申立件数。

○参考指標 5-3-9：輸出事後調査実績（実施件数） （単位：件）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
実施件数	765	846	788	763	658

（出所）関税局調査課調

ロ 事前報告情報を活用した検査の強化

業績指標 5-3-4「事前選定による検査指数」を設定し、我が国へ到着する海上貨物に関する事前報告情報を活用して要注意貨物のスクリーニングを行う海上貨物スクリーニングシステムを利用した重点的な取締りに努めました。平成24年度においては、目標値には届きませんでしたが、検査対象を絞り込んで重点的な取締り等を実施しました。

今後、検査対象貨物を輸入申告前に事前選定する際に用いている事前貨物情報について、一層の充実を図り、取締りの強化に努めます。

◎業績指標 5-3-4：事前選定による検査指数

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
事前選定による検査指数	201	168	176	194	200	178

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(参考) 事前選定による検査の割合

(単位：%)

	平成24年度	25年度目標値
事前選定の割合	19.4	向上

(出所) 関税局監視課調

(注1) 海上輸入貨物に対する検査のうち、事前選定により検査を実施した割合。

(注2) 「平成25年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

ハ 大型X線検査装置等による検査の強化

業績指標 5-3-5「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、大型X線検査装置を活用した効果的・効率的な取締りに努めました。

平成24年度においては、検査対象を絞り込んで重点的な取締りを実施したことに加え、一部の検査装置について、故障による稼働停止等のため目標値を達成することができませんでしたが、大型X線検査後の開披検査を強化する等深度ある検査に努めました。

今後とも、大型X線検査装置を活用しつつ、各種の検査機器を組み合わせ、効果的・効率的な検査を行っていくこととしております。

◎業績指標 5-3-5：大型X線検査装置による検査指数

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
大型X線検査装置による検査指数	109	96	93	83	95	83

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定す

る（各年度の指数の測定にあたっては、当該年度に更新等のため稼働停止している装置を除いたうえで、18年度の検査件数を修正している）。

（注2）全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

② 関係機関との連携と情報の収集

警察、海上保安庁等との合同取締りの実施や関係取締機関及び外国税関当局等と情報交換の更なる拡大・充実及び税関相互支援協定等の締結国拡大に努め、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図るとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化により一層努めました。

また、関係団体には「密輸防止に関する覚書」に基づき密輸に関する情報提供や、税関ホームページやポスター等により、幅広く密輸に関する情報提供を依頼しました。

○参考指標 5-3-10：関係機関との連携・情報収集の実績

（単位：件）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国内関係機関からの情報入手件数	168	170	140	154	200
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	277	214	192	225	188
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,699	4,906	5,592	5,052	5,357

（出所）関税局監視課、調査課調

（注1）国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

（注2）密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

（注3）国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

（単位：件）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
外国関係機関との情報交換件数	6,605	8,767	14,469	17,132	13,994
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	2,035	2,920	3,031	2,697	3,001

（出所）関税局監視課、調査課調

（注1）外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

（注2）密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

㊦ 業績目標 5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

[平成24年度実施計画]

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まると同時に、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することが求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速

化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。

具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続に係わる様々な制度の改善を行っていきます。

これらの取組に加え、税関手続における利用者利便について、アンケート調査を通じて利用者の意見等を聴取し、その結果の分析を踏まえ、制度の改善を図り、利用者利便の一層の向上に努めます。

上記に加え、東日本大震災への対応について、震災により影響が出ている貨物に関連した税関手続について、利用者に十分配慮し、迅速な通関を行うなど、迅速かつ柔軟な対応を進めていきます。また平成23年5月30日に発表した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」に基づいて、被災地の復興支援に取り組んでいきます。

〔事務運営の報告〕

① 輸入通関における平均所要時間

業績指標 5-3-6「輸入通関における平均所要時間」については、平成24年3月に調査を実施し、その調査結果を同年9月に公表しました。

平均所要時間は、前回調査（平成21年3月）と比べ、海上一般貨物については3.1時間から2.6時間に、航空一般貨物については0.4時間から0.3時間に短縮しました。これは、予備審査制を利用した輸入申告が増加していることなどの理由により、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

◎業績指標 5-3-6：輸入通関における平均所要時間（評価意見P52に掲載）

② AEO（認定事業者）制度の推進

AEO制度の信頼性を維持・向上に努めつつ、普及に努めたところ、業績指標 5-3-7「事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）」については、目標値の30者を上回る47者となりました。これは、AEO輸入者が行う特例申告（輸入申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物を引き取ることができる制度）について担保提供の要件を緩和するなど関係民間事業者等のご意見も踏まえ、制度の利便性向上に取り組んだことによるものと考えられます。

また、AEO輸出者が行った輸出申告について、許可後に積載船名や価格等を変更する場合の許可内容変更手続を緩和する等の制度の利便性向上にも取り組みました。

さらに、日米AEO相互承認の実施について、これまで日本から米国向けの物流のみを対象としていましたが、平成24年12月より、米国から日本向けの物流についても対象を拡大し、相互承認の双方向化を開始しました。

③ 通関手続の利用者利便の向上のための取組

平成24年7月より、輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとし、併せて、審査・検査が不要とされた輸出入申告に係る通関関係書類の提出を原則省略することとしました。

(新) ◎業績指標 5-3-7：事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）

（評価意見P52に掲載）

④ 輸出入通関における利用者満足度

業績指標 5-3-8「輸出入通関における利用者満足度」については、7段階評価のうち上位3段階の評価（「大変良い」、「良い」及び「やや良い」）を得た割合は、輸出入者については50.0%、通関業者については59.6%と目標値を超えることができませんでした。一方で、以前と比べて良くなったとの評価が29.5%であり、悪くなったとの評価の2.4%を大きく上回っております。前年のアンケート調査結果を踏まえて、職員の資質向上のための研修の充実、窓口における回答・判断の統一化の徹底、貿易関係者への一層の情報提供など、各種の取組に努めたところですが、本年についても「職員からの回答・判断のばらつき」について、多くの方から意見がよせられました。この結果を踏まえて、引き続き、利用者満足度が向上するよう更なる改善に努めていきます。

◎業績指標 5-3-8：輸出入通関における利用者満足度

（単位：％）

		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
						目標値	実績値
満足度	輸出入者 (上位3段階)	52.3	54.3	57.4	52.7	60.0	50.0
	通関業者 (上位3段階)	69.8	70.3	73.2	67.3	75.0	59.6

（出所）関税局業務課調。アンケート調査により計測。アンケート調査の概要はP420参照。

（参考）24年度における輸出入通関における利用者満足度調査の結果

（単位：％）

	大変 良い	良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い	大変 悪い
輸出入者	6.14	31.14	12.72	46.05	3.51	0.44	0.00
通関業者	7.56	30.01	21.99	33.56	5.96	0.80	0.11

（出所）関税局業務課調。アンケート調査により計測。アンケート調査の概要はP420参照。

⑤ 旅具通関における利用者満足度

参考指標 5-3-4「旅具通関に対する利用者の評価」については、7段階評価のうち上位3段階の評価（「大変良い」、「良い」及び「やや良い」）を得た割合は66.9%であり、例年に比して低くなっております。これは、平成23年度以前のアンケートでは中間の評価を「どちらともいえない」との書きぶりにしていたものを、わかりやすさの向上を目的として、平成24年度において「普通」へと改めたこともあり、中間の評価が増加したことによるものです。なお、7段階評価のうち下位3段階の評価（「やや悪い」、「悪い」及び「大変悪い」）を得た割合は平成23年度が3.1%、平成24年度が3.3%であり、また、以前と比べて良くなったとの評価が28.6%で、悪くなったとの評価の0.9%を大きく上回っており、必ずしも利用者の評価が低くなっているものではありません。引き続き

き必要な検査を行いながら、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

○参考指標 5-3-11：旅具通関に対する利用者の評価 (単位：%)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
評価 (上位3段階)	75.6	72.6	72.0	77.6	66.9

(出所) 関税局監視課調。アンケート調査により計測。アンケート調査の概要はP421参照。

⑥ 東日本大震災への対応状況

東日本大震災への対応については、平成23年5月30日に発表した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」 (http://www.mof.go.jp/customs_tariff/ka230530.htm) に基づき、被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減等を行うなど、被災地域の物流・貿易の円滑化・活性化により、被災地の復興支援に引き続き取り組みました。

施策 5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

[平成24年度実施計画]

① 税関手続システムの現状

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月からは、Air-NACCSとSea-NACCSを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を稼働させています。

このような継続的なシステムの見直しや機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図っていきます。

② 国際的なシステム連携とNACCS型システムの海外展開

財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センターでは、国際的なシステム連携の一形態として、NACCSとマレーシアの貿易関連システムを接続し、日マレーシア経済連携協定(EPA)に係る原産地証明書の電子化に向けての実証実験を行っています。今後は技術的な問題点を洗い出し、必要なシステムの改修を行った後、平成24年度中には本格実施に移行する予定としています。

また、NACCS型システムの海外展開、システム化支援を通じて、諸外国における税関手続の簡素化、効率化を推進していくこととしており、平成23年7月には、ベトナムとの間でNACCSの導入について基本的な合意に達し、両国間で検討を開始しているところです。

[事務運営の報告]

① 税関手続システムの見直し、機能向上

利用者からの要望を踏まえたプログラム変更等を実施することにより、システムの見直しを実施しました。その他、シングルウィンドウを更に発展させた取組として、NACCSと関係省庁システムの統合を進めているところですが、厚生労働省の食品衛生関連システム(FAINS)、農林水産省の動物検疫関連システム(ANIPAS)及び植物防疫関連システム(PQ-NETWORK)について、NACCSへ統合する方向で検討を実施し、予定通り平成25年10月に統合を実施することになりました。当該統合により、関係省庁の手続において、貨物情報の利用が可能となる等、機能向上が図られることとなります。

なお、税関手続システムの安定稼働については、取組システム障害時に迅速な復旧を

確保するため、障害対応訓練の実施及び障害対応マニュアルの点検を行い、システムの安定的な稼働に努めました。

こうした利便性向上への取組の結果、業績指標として設定したシステム処理率については98%となっています。また、システム稼働率については99.99%であり、それぞれ目標値を達成しています。

② 国際的なシステム連携とNACCS型システムの海外展開への取組

日マレーシア経済連携協定(EPA)に係る原産地証明書電子化への取組については、実証実験がマレーシア側のシステム不具合等により中断となり、本格実施に移行することができませんでした。今後はマレーシア側と問題点の解決に向けた協議を継続して実施する等、実証実験の早期再開に向けた取組を引き続き実施していきます。

NACCS型システムの海外展開については、日本及びベトナム税関当局間でのベトナムへのシステム導入の基本的合意後、平成24年3月に両国政府間で無償資金協力案件として合意に達したことから、システムの詳細仕様確定作業への支援を実施する等、円滑なシステム稼働に向けた取組を実施しました。

◎業績指標 5-3-9：NACCSの利用状況（システム処理率）（評価意見P53に掲載）

◎業績指標 5-3-10：NACCSの運用状況（システム稼働率）（評価意見P53に掲載）

施策 5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

[平成24年度実施計画]

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、AEO制度、品目分類、関税評価等に関する情報の充実を図るとともに、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化して利用者利便を向上させます。

また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。

さらに税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

[事務運営の報告]

ホームページのバリアフリー化を進めるため、税関手続のFAQ等使用頻度の高いコンテンツや各税関ホームページに対して容易にアクセスできるように改善を図るとともに、より分かり易く、見易いホームページ作りに取り組みました。

税関ホームページを通じた情報提供については、AEO制度、品目分類又は関税評価といった輸出入通関制度や海外旅行の通関手続等の内容の充実及び利便性の向上に取り組んだほか、ソーシャルメディアを活用し、積極的な情報提供に努めました。

平成24年度の業績指標5-3-11「税関ホームページへのアクセス状況」については、訪問

者数が2,480,750者となりました。また、業績指標5-3-12「講演会及び税関見学における満足度」については、97.3%であり、前年度の実績を若干下回りましたが、引き続き高い満足度を維持しています。

◎業績指標 5-3-11：税関ホームページへのアクセス状況（評価意見P53に掲載）

◎業績指標5-3-12：講演会及び税関見学における満足度（単位：%）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
満足度	95.2	94.2	98.1	98.3	維持	97.3

（出所）関税局総務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP420参照。

業績指標 5-3-13「輸出入通関制度の認知度」については、輸出入者を対象としてアンケート調査を実施していますが、平成24年度については目標値を下回りました。これは、個々の制度の周知が輸出入者にまで十分浸透していないことが原因の一つとして考えられます。引き続き、税関ホームページや輸出入者を対象にした説明会を通じて、認知度の改善を図っていきます。

◎業績指標 5-3-13：輸出入通関制度の認知度（単位：%）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
事前教示制度	70.4	71.7	69.1	68.5	75.0	69.4
NACCSを利用した他法令手続	67.7	64.7	65.8	65.0	70.0	62.7
納期限延長制度	75.8	76.7	67.4	71.3	80.0	68.7
輸入者のAEO制度	86.3	80.0	74.7	78.9	90.0	80.2
輸出者のAEO制度	75.8	81.4	77.4	81.1	90.0	82.4
開庁時間外における通関	88.3	81.3	79.8	80.0	90.0	79.3

（出所）関税局業務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP420参照。

業績指標 5-3-14「密輸取締り活動に関する認知度」については、全国の税関においてアンケート調査を実施しましたが、平成24年度については前年度を上回ったものの目標値を下回りました。港湾地区のパトロール等の認知度が低かったことから、引き続き、税関ホームページや全国の税関で行っている講演会等を通じて積極的に紹介し、国民の皆様に関税における密輸取締り活動について理解と協力を呼び掛けていきます。

◎業績指標 5-3-14：密輸取締り活動に関する認知度（単位：%）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
認知度	80.0	80.4	78.1	75.4	80.0	77.8

（出所）関税局総務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP420参照。

業績指標 5-3-15「貿易統計の公表状況」については、定期的な資料の公表を正確かつ迅速に実施し、平成24年度は目標値を達成しました。貿易統計は、国や公共機関、民間企業等にとって貴重な資料として広く利用されるとともに、国際収支統計など各種統計の基礎資料として利用されているため、今後も正確かつ迅速な情報提供に努めていきます。

(新) ◎業績指標 5-3-15 : 貿易統計の公表状況 (単位: 回、%)

	作成 頻度	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
						目標値	実績値
普通貿易統計 (速報) 月分※	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
普通貿易統計 (速報) 上旬分	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
普通貿易統計 (速報) 上中旬分	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
普通貿易統計 (確報等)	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
普通貿易統計 (確定)	年 1 回	0/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
特殊貿易統計 (確報)	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
特殊貿易統計 (確定)	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
船舶・航空機統計 (確報)	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
船舶・航空機統計 (確定)	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
達成割合		98.7%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所) 関税局調査課調

(注1) 3月分に併せて年度分、6月分に併せて年上半期分、9月分に併せて年度上半期分、12月分に併せて年分も公表。

(注2) 貿易統計ホームページ (<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>)

業績指標 5-3-16「税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)」については、窓口来訪者、輸出入者、通関業者に対するアンケート調査を行った結果、7段階評価のうち上位3段階の評価 (「大変良い」、「良い」及び「やや良い」) を得た割合である「税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)」は、76.3%と目標値に達しませんでした。

これらの結果を踏まえ、職員の接遇及び説明技術の改善を図るなどにより税関相談についての利用者満足度の更なる向上に努めていきます。

◎業績指標 5-3-16 : 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)

(単位: %)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
満足度 (上位3段階)	79.5	78.2	78.4	76.9	80.0	76.3

(出所) 関税局業務課調。アンケート調査により計測。概要についてはP421参照。

○参考指標 5-3-12：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）（単位：件）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
処理件数	190,249	190,244	182,142	179,918	174,305

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

業績指標 5-3-17「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」については、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者にとって使い易いものとなるよう、制度改正等を反映し質問・回答内容を適時に見直すなどの取組を行った結果、平成24年度の実績は147,423件となりました。今後も、更なる改善に努め、利用者により便利なものとなるよう取り組みます。

◎業績指標 5-3-17：カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数（単位：件）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
利用件数	(181,752)	(172,410)	(178,082)	138,123	128,000	147,423

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス状況を集計するソフトウェアの変更が行われ、集計方法が変更されたことから、旧ソフトウェアによるアクセス件数を括弧書きで記載している。

政策目標に係る予算額：平成24年度予算額：28,757百万円〔23年度予算額：28,808百万円〕

当該予算は、通関、徴税、監視取締り等税関業務を行う上で必要な業務経費です。

平成24年度予算は、国民の安全・安心の確保を図る観点から、不正薬物・銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物資等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費です。

5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

目標を巡る外部要因等の動向は、以下の参考指標のとおりです。（「4. 平成24年度の事務運営の報告」に記載。）

○参考指標 5-3-2：関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）

○参考指標 5-3-3：関税等の滞納整理中の税額

○参考指標 5-3-6：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績

○参考指標 5-3-7：航空機旅客等による不正薬物の密輸事犯の摘発実績

○参考指標 5-3-8：知的財産侵害物品に係る輸入差止申立件数

○参考指標 5-3-9：輸出事後調査実績（実施件数）

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① 関税等の適正な賦課及び徴収

イ 通関審査・検査及び輸入事後調査の的確な実施

通関時における的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めます。また、輸入事後調査においても、引き続き調査水準の維持・向上に努めていきます。

ロ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。

ハ 事前教示制度

文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応に際しては全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、照会に対し迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組みます。

ニ 保税制度の適切な運用

保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者に対しても、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。

② 社会悪物品等の密輸阻止

イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行っていきます。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施します。このほか、取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用を努めます。さらに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りに関しても、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化していきます。

ロ 関係機関との連携と情報の収集等

引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めます。外国税関との協力関係については、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出地での情報を確保する観点から、税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、積極的な情報交換を図っていきます。

③ 税関手続における利用者利便の向上

イ 通関手続の利用者利便の向上のための取組等

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環としてこれまで書面での提出を求めていた通関関係書類について、平成25年10月よりNACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とすることとします。

また、AEO制度の対象事業者、関係業界団体等に対して税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努めるとともに、制度の利用者利便について意見を聴取し制度の改善に努め、利用の拡大を図ります。また、AEO事業者の承認等の業務に関し税関内で経験の一層の共有を図り、的確な運用にも努めます。更に、AEO制度の相互承認協議等を推進するとともに、将来の相互承認署名・実施を目指して、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施します。

ロ 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実させるとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの税関における一層の活用に努めていきます。

④ 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

関係省庁システムのNACCSへの統合については、平成25年10月の統合に向け、引き続き関係省庁間の協議を実施します。

また、NACCS型システムの海外展開については、ベトナムへのシステム導入に向けた協力を引き続き実施する他、他国へのシステム導入の可能性についても検討を実施していきます。

⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

イ 税関広報活動の一層の充実

利用者の情報ニーズを踏まえた上で、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を更なる内容の充実及び利便性の向上を図りつつ税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等に加えて、ソーシャルメディアも活用し、これらの情報を積極的に発信していきます。

□ 税関相談制度

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、的確かつ迅速に実施していくよう努めます。また、国民の皆様が相談しやすい窓口となるよう職員の接遇の改善に努めます。

カスタムスアンサーについては、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答設定の見直しを行います。

(2) 平成26年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、通関審査及び輸入事後調査の的確な実施、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に必要な経費の確保に努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備及び検査機器等の充実化を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう、必要な経費の確保に努めます。

さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度の利用拡大に努めるとともに、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間の相互承認の早期実現や適切な実施に向けて協議を推進するため、必要な経費の確保に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報を提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大が図られるよう、必要な経費の確保に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、経費の抑制に努めます。